

窓口キャッシュレス決済端末 運用保守等業務仕様書

令和 7 年 4 月

さくら市

目次		
1	調達リスト.....	1
2	概要.....	1
2.1	概要.....	1
2.2	スケジュール.....	1
3	公募型プロポーザル、契約、支払に係る事務手続要件.....	1
3.1	公募型プロポーザル.....	1
3.2	契約.....	1
3.3	支払.....	1
4	業務概要.....	2
5	業務内容.....	2
5.1	業務の内容.....	2
6	検査・提出書類.....	2
6.1	検査.....	2
6.2	提出書類.....	3
8	仕様書における共通事項.....	3
9	問い合わせ.....	3

別紙 窓口キャッシュレス決済端末導入等業務公募型プロポーザル実施要領

1 調達チェックリスト

契約1	
契約名	窓口キャッシュレス決済端末運用保守等業務
概要	キャッシュレス決済端末の運用及び保守、指定納付受託業務を行う。
調達対象	■クラウドサービス使用权 □システムライセンス(リース無償譲渡 □有 □無/□売買) □ハードウェア、物品(リース無償譲渡 □有 □無/□売買) ■役務(□システム保守/■機器保守/□保守以外(導入、改修等))
案件種別	■新規 □リプレイス □既存システム □既存機器
契約種別	□賃貸借 □委託(請負) ■委託(準委任) □売買 □非典型、その他
契約期間	■長期継続契約(5年) □単年度(箇月) □単年度(売買)
特定個人情報取扱	□有 ■無
総価、単価契約	■総価契約 ■単価契約
請求、支払回数	□1回 ■60回
支払方法	■現金 □リース
支払時期	□当初先払 □当初検査後払 □年度毎(□先払/□後払) □四半期後払 ■月毎後払 □完了払
契約当事者数	■2者 □3者

2 概要

2.1 概要

- 導入の背景及び目的:窓口における住民票発行手数料等の支払い手段にキャッシュレス決済を導入することにより市民サービスの向上を図るとともに、歳入に係るバックヤード事務の負担軽減や事務効率化を図ることを目的とする。
- 業務委託名(カッコ内は数量):窓口キャッシュレス決済端末保守運用等業務
- 調達方法:プロポーザル審査を実施し委託候補者を選定した上で調達する
- 設置場所:さくら市役所
- 使用期間:令和7年12月1日から令和12年11月30日まで
- 保守期間:令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

2.2 スケジュール(予定)

令和7年5月 落札者決定、契約締結
令和7年12月～ 使用開始、保守開始
令和12年11月30日 使用、保守期間満了

3 公募型プロポーザル、契約、支払に係る事務手続要件

3.1 公募型プロポーザル

- 別紙「窓口キャッシュレス決済端末導入等業務公募型プロポーザル実施要領」のとおり、プロポーザルを実施し、委託候補者の選定を行う

3.2 契約

- 本件に係る契約は別紙契約書のとおり1本
- 約款について受注者と協議の結果、一部変更となる可能性がある
- 契約書の取り交わしは落札後に双方にて約款の調整終了後、発注者による庁内決裁を経てから行う。決裁後、発注者から受注者へ連絡した後、原本の作成を行い、押印の上提出すること。なお契約書は基本的に契約書、仕様書、見積書の順に合冊すること
- 契約は複数年にわたる契約であるため以下のとおり
 - ▶ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は本契約を変更又は解除することができる。
- 前項の規定より発注者が本契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、受注者は、その損害の賠償を発注者に対して請求することができる。

3.3 支払

(1)窓口キャッシュレス決済端末運用保守業務

- ▶ 受注者は月ごとの費用を給付完了日の翌月末日までに市に請求し、市は請求書を受領した日から30日以内に支払う

(1)キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務

- ▶ 受注者は月ごとの決済手数料を給付完了日の翌月末日までに市に請求し、市は請求書を

- 受領した日から 30 日以内に支払う
- 決済手数料は、受注者が発注者が指定する口座に振り込む納付金から差し引いて支払うことも可とする
- ・請求書には、契約書の件名を必ず記載すること
- ・消費税及び地方消費税は、1 円未満を切り捨てするものとする

4 業務概要

(1)窓口キャッシュレス決済端末運用保守業務

- 窓口のキャッシュレス決済において、POS システムを使用できるようにする
- 決済端末及びその他周辺機器の保守を行う

(2)キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務

- 各種決済方法により、証明書発行手数料、施設使用料等の納付の委託を受ける
- 納入義務者が受注者に納付の委託を行った納付金を発注者に支払う
- 納入義務者から納付の委託を受けた際に、納入義務者の委託を受けた件数、合計金額及び納付年月日等の情報を発注者に報告する

5 業務内容

5.1 業務の内容

(1)キャッシュレス決済端末運用保守業務

- ・以下の機器を保守の対象とする。**※プロポーザル審査の結果にて決定する**

No	品目	型番	設置場所	シリアル番号

・受付対応

- 機器故障時の部品交換を含む保守を実施すること。またそれらの申告を受け付ける一元的な窓口(電話・メール共)を設けること。なお、受付時間は年末年始(12月29日~1月3日)を除く平日の9時から17時までを含めること
- 保守はオンサイトとし、発注業者から申告受付当日または翌営業日に対応すること
- メーカーが提供する保守サービスまたは同等以上の対応とすること
- 障害が発生した際には、直ちに各担当部署に障害の発生日時、影響範囲、対応状況を通知すること

(2)キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務

- ・受注者は、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者となること
- ・指定納付受託者として行う納付事務の対象となる決済方法は次に掲げる各種決済とする

➢ クレジットカード：

VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners、Discover

➢ 電子マネー

QUICKPay、nanaco、楽天 Edy、WAON、交通系電子マネー

➢ QR コード

スマートコード、PayPay、d 払い、楽天 Pay

- ・手数料は次のとおりとする **※プロポーザル審査の結果にて決定する**

➢ クレジットカード： %

➢ 電子マネー： %

➢ QR コード： %

- ・受注者は、毎月 1 日から末日までに納入義務者が受注者に納付の委託を行った納付金を翌月 15 日までに発注者が指定する口座への振り込みにより支払うものとする
- ・納付金の振り込みは、設置場所ごと又は複数設置場所をまとめることができるものとする
- ・納付に必要な振込手数料は、受注者負担とする
- ・支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に支払うものとする

6 検査・提出書類

6.1 検査

(1)窓口キャッシュレス決済端末運用保守業務

- ・本件は日々のシステム、機器の円滑な稼働をもって検査に代えるため、完了時検査は実施しない

(2) キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務

- ・本件は日々の納付事務の円滑な実施をもって検査に代えるため、完了時検査は実施しない

6.2 提出書類

名称	提出媒体	随時更新	内容
保証証書	紙 or データ	不要	・使用期間中における全ての期間を対象とした使用权及び保守を受ける権利を証明する書類 ・紙またはデータ形式は、発行元の提供媒体に拠る
保守体制表	データ	不要	一元的な受付窓口を記載

7 仕様書における共通事項

- ・本仕様書において個別の記載が無い限り、仕様書に記載された内容については追加費用が発生することなく受注者において実施すること

8 問い合わせ

- ・仕様に関する質疑や協議について別紙「窓口キャッシュレス決済端末導入等業務公募型プロポーザル実施要領」の記載のとおりとする
- ・発注者が別途契約を締結し業務委託を実施している庁内の ICT 利用環境について総合的な問い合わせ窓口である「庁内 ICT ヘルプデスク」(今年度は那須インフォネット(株)が受注者。次年度以降、受注者が変更となる可能性がある)受注者が一次受付した本件に関わる問い合わせを本件受注者にエスカレーションする場合がある。その場合は発注者からの問い合わせとして対応すること
- ・本仕様書に記載されていない事項については発注者と受注者にて協議の上決定する

さくら市 総合政策部 財政課 デジタル戦略室
情報システム係 担当:川井
住所:栃木県さくら市氏家 2771 番地
TEL:028-612-1300
mail:zaisei@city.tochigi-sakura.lg.jp

以上